

目 次

令和6年3月6日（水曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	46
提案理由に対する質疑 （議案第13号～議案第18号）	46
討論、採決（議案第13号～議案第18号）	46
提案理由に対する質疑、採決（諮問第1号）	49
令和6年度施政方針に対する質疑	49
提案理由に対する質疑 （議案第1号～議案第12号及び議案第19号～議案第29号）	60
委員会付託 （議案第1号～議案第12号及び議案第19号～議案第29号）	61
議案の上程、趣旨説明（発議第1号）	61
趣旨説明に対する質疑（発議第1号）	62
討論、採決（発議第1号）	65
休憩（午前10時30分）	67
再開（午前10時41分）	67
公共用施設跡地等利活用検討特別委員会委員の選任 （決定第1号）	68
休憩（午前10時42分）	68
再開（午前10時43分）	69
公共用施設跡地等利活用検討特別委員会の正副委員長の決定	69
散会（午前10時44分）	69

令和6年3月6日（水曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（宮原隆昌君）
4 番（森 英樹君）	5 番（小川 務君）	6 番（井藤茂信君）
7 番（大野一行君）	8 番（鈴木美香君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（福本達雄君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（佐伯浩二）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（須浪美香）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

開議

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

提案理由に対する質疑（議案第13号～議案第18号）

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第13号 令和5年度土庄町一般会計補正予算（第6号）から
日程第6、議案第18号 令和5年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予
算（第1号）までの質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第13号から議案第18号までの質疑は、こ
れをもって終了いたします。

討論、採決（議案第13号～議案第18号）

○議長（濱野良一君）

これより、討論、採決を行います。

議案第13号 令和5年度土庄町一般会計補正予算（第6号）について、討論
を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

議案第 14 号 令和 5 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 14 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

議案第 15 号 令和 5 年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 15 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

議案第 16 号 令和 5 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 16 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

議案第 17 号 令和 5 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 17 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

議案第 18 号 令和 5 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 18 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

提案理由に対する質疑、採決（諮問第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 7、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、諮問第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については討論を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

諮問第 1 号を原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

令和 6 年度施政方針に対する質疑

○議長（濱野良一君）

日程第 8、令和 6 年度施政方針について質疑を行います。

なお、施政方針の内容について質疑を行い、逸脱しないようお願いをいたします。また、簡潔、明瞭をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

4 点、町長の施政方針について質問をさせていただきます。

文章はいつてるんですかね、手元に。うん。そしたら、ちょっと長いのでね、まず 1 つ目ですけれども、毎年言っておりますけれども、地方自治法の第 1 章総則には、地方自治体の役割とは、「住民福祉の増進を図ること」だと、明記されていますけれども、歴代町長の施政方針の第一課題は、常に観光産業云々かんぬんということになっています。

第二課題になって、やっと住民生活と福祉、教育が出てくる。これは、歴代町長の地方自治に対する考え方、軸足が、住民福祉の増進に刺さっていない何よりの証拠だと私は思っています。

地方自治法は、地方自治体の本旨と発展の方向を示す基本の教科書のような存在ですが、教科書や基本を無視して、わが道を進めば、当然財政赤字等の行き詰まりは、起こってくるのは当然です。地方自治の本旨に立ち戻る基本に忠実に行政運営を行うべきではないですか、ということをもまず 1 つ問いたいと思います。

そして、2 つ目は、7 ページ、11 行目の「安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進」のところで、学童保育の充実とありますけれども、具体的に学童保育を前年度と比較して、どのように充実されるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

3 点目は、10 ページ、17 行目の、こどもさくら公園の嵩上げ。防災公園とありますが、このような議論は今までに議会で一度もしたこともありませんし、総合計画が示されたこともありません。住民からの要望も聞いたことがないんですけれども、嵩上げが防災につながる根拠を科学的に説明していただきたいと思います。

4 つ目が、町長は 13 ページ、上から 8 行目のところで、「財政状況は極めて厳しい見通し」と、これまで以上に施策の優先順位や平準化ですね、意識した事業執行に努めると、おっしゃられていますけれども、であるならばどうして他の自治体で実施していて、住民の皆さんから喜ばれている制度や地域経済に効果がある政策、実証をされている政策を実施しないのか。

具体的には住宅リフォーム助成制度であるとか、学校給食の無償化になりますけれども、人口増加と自主財源の増加につながるものが効果があると実証されている制度ですね。一方で、が、行われていないと。一方で、成功の根拠がないギャンブルのような事業については、懸命に力を注いでおられると。例えば、公

有地の民間活用、企業誘致のような事業ですけれども。本来躊躇せずに、積極果敢に取り組むとおっしゃられておられますけれども、であるならば、もう成果が上がってる、立証されているような制度を実施していくほうが正攻法だと私は考えるんですけれども、ここの矛盾について、どのように理解したらいいか、私には理解ができないので、説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員の４点の質問にお答えいたします。

まず第１点目ですが、順番につきましては、総合計画の５本の柱に沿って、施政方針を申し上げたものであり、何番目の柱であるかによって、優先順位に差があるものではございません。分かりやすく表現するために、総合計画に沿った順番でお伝えすることとしたところであります。

総合計画は最上位計画であって、まちづくりの方向性を示すものであるため、あらゆる分野について、どのような施策を進めるかを総合的、体系的に記載しているものであり、基本的に順序に重要度の優劣は全くございません。

施政方針、冒頭でも申し上げたとおり、人口減少が町の将来を左右する最も大きな課題の一つであり、人口減少を少しでも食い止めることが極めて重要であると考えております。そのためには、主要産業の一つである観光産業を初めとする産業の再生や、就労および居住環境の充実による移住、定住施策の推進が必要になり、それと同時に重要なのが、移住者の定住率の向上や、地元地域住民の方の定着による必要な福祉、医療の充実と考えております。

住民の福祉の増進は広い意味での住民福祉であり、地方自治体が行う住民サービス全般を指すものであると認識しております。

２点目、学童保育が前年度と比較してどう充実されるのでしょうか、という質問に対しまして、この受け入れ体制を充実させるために、前年３０名定員数を増員いたしました。来年度は、現在９０名の受け入れ数を１１４名まで幅を広げていくことで進めております。

３点目、こどもさくら公園の嵩上げ、防災公園との質問では、町内中心部は、そのほとんどの土地が低く、浸水する可能性があります。従って、こどもさくら公園につきましては、津波の浸水を防げる高さまで嵩上げし、物資の集積場所であったり、災害ボランティアの受け付け場所、また消防団等の集合場所など、消防、救護、復旧、また復興活動の機能を有する防災拠点として役立つよう整備したいと考えております。

また、この考えに至りましたことについて一つありますのが、昨年度９月議会で、森議員より質問がありました津波時の避難について、というところも踏ま

えて、このような計画を立てようと思っております。

また本年度は計画だけでございますので、計画に対しての予算です。執行するかどうかという部分は、その計画を見てからというふうになりますので、ご理解いただきたいと思います。

4 点目に関しては、13 ページでの説明のとおり、次世代への負担のつけまわしはすべきではない。また、将来のために、今から取り組む事業にはとの思いを持って事業を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

まず 1 つ目、総合計画は最上位計画であるという答弁がありました。法律に反する条例は作れません。憲法に違反する法律も作れないと、法治国家ですから、きちんと明記されてるんですけども。

地方自治法ではですね、地方自治の役割として、住民生活を守り支えることが福祉だと規定されております。その中で、福祉の増進を図ることを軸に、地方自治体は地方自治を進めてください、というふうに書いてますから、総合計画の中で、観光産業が第一にきているのであれば、そのこと自体がそもそも間違っているのではないかと思います。

地方自治法にのっとって、総合計画作るのであれば、まずは住民の命と暮らしを守る計画が頭にきて、それから経済との関係性、地方自治法にちゃんと書いてますからね。地方自治体が、まず住民生活を直接守るということをしなければ、民間の力ではそれは絶対にできないんですよ。だから、政治があり、行政があるわけですから、そこの履き違えは、大きな、先ほど町長言われましたけどね、次世代へのつけを回すことになります。ですので、私この基本方針ずっと変わってませんけども、きちんと、やっぱり住民生活を第一に位置づけることが大事じゃないかなと思います。順位は関係ないとおっしゃいますけど、地方自治法にはちゃんと順位があるんですよ。どれが 1 番 2 番 3 番関係ありません、というふうにおっしゃるんですけど、地方自治法に沿った総合計画を作っているのであれば、きちんと地方自治法に沿って、順位を住民生活、命と暮らしを守ることを第一に進めていただきたいというふうに思います。もうこの件につきましては、答弁はもう結構です。

それと 3 番目のですね、嵩上げについて、計画はしてるけども実施するかどうか分からないという話がありました。

実施するかどうか分からないことが、施政方針の中でやりますというふうにとんと出てくるっていうのは、ちょっと困惑するんですけども、そこはきちんとやっぱり計画立てたものを施政方針として出していただきたいと思いますし、

災害の拠点って言うんですけどね、一部の部分、低い土地のところの一部の部分を高く上げたって、実際に高潮とか津波とかで水が入ってきたらその周りが全部浸水してしまうんですよ。そうすると、そこに車両が入ったりとか、拠点にしようと思っても、いわゆる大海の中の、いわゆる孤立した島のような状態になってしまいますから。いわゆる、そういう町長がお考えのような災害拠点にはならないんですよ。で、小豆島全体、とくに土庄町の伊喜末のあたりとかもそうなんですけど、土地が低い。これはもう皆さんがやっぱり心配してるところで、大雨が降ったりとかしたら、すぐに浸かってしまうということなんですけども、いたずらに土地を上げていけばいいかという、そうではないということもありますので、きちんと科学的根拠を示した上で計画を出していただきたい、というふうに思います。これも一般質問でやりますので、この後の答弁は結構です。

最後の 4 番目につきましては、次世代へのつけを回さないっていうおっしゃったんですけど、実はこのセリフ、ずっと歴代の町長が言ってきたんですけど、ずっとそのつけが回っていったるんですよ。国保税も介護保険料も後期高齢者医療保険もどんどん上がり続けていったるんですよ。言葉だけが独り歩きしてるんでは、やっぱり本当の意味での次世代のつけの解消にはならないと思います。ですので、しっかりと具体的な中身を詰めて、住民にも納得してもらえよう、次世代のつけを回さない方法をきちんと打ち出していきたい。同じやり方では、次世代のつけは、また回っていくんじゃないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。答弁は結構です。以上です。

○議長（濱野良一君）

質疑ではないんですか。

○9 番（福本耕太君）

うん。

○議長（濱野良一君）

ほかにございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

私の方から 2 点お伺いします。

4 ページ、持続可能な観光推進事業とは具体的には、どのような取り組みを指していますか。

2 つ目、5 ページ、一次産業を守っていくと書かれておりますが、林業においてはどのような事業とか政策を考えているかをお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

すみません、鈴木議員、持続可能な観光推進事業という部分で、一次

○8 番（鈴木美香君）

持続可能な観光推進事業は具体的にどのようなものか、それと別個に、一次産業を守っていくと言われてるんですけど、林業とはどのような政策で、

○町長（岡野能之君）

はい、分かりました。すみません、どうもありがとうございます。

持続可能な推進事業とは、というところでお答えいたします。

持続可能な観光推進事業には、多くの概念が含まれております。大別すると、4つの分野にわたっており、まず第1が地域において、持続可能なマネジメントが行われていること。これは、例えばオーバーツーリズムへの対応など、地域の諸課題に対応した継続的措置が取られているかどうか、といったところであります。

第2が、社会経済のサステナビリティであり、例えば、外国人観光客の受け入れや、キャッシュレス環境の整備などであります。

第3は、文化的サステナビリティであり、文化や文化財の保全、活用などであります。

そして第4は、環境サステナビリティであり、自然環境の保全、活用はもちろんのこと、省エネの取り組みなども含まれております。

観光分野において、こうした概念での取り組みを複合的、網羅的に進めていこうとするのが、持続可能な観光推進事業であります。従って、この事業の中には、観光ビジョンの策定、風土ダイバーシティへの取り組み、自然や歴史、文化を生かした着地型旅行商品の造成、事業者と一体となったSDGsの取り組みなど、多岐にわたる取り組みが含まれております。

持続可能な観光は、国の観光立国推進基本計画の中でも、主要なキーワードとなっているところであります。

小豆地域においては、2町が連携し、島を挙げて、この地域の未来を見据えた取り組みを進めていくこととしており、サステナブルな観光の国際認証であるGSTCブロンズの習得も目指しているところであります。

2点目、林業についてでございますが、香川県における林業は県土は狭く、大規模な森林にも乏しいことから、小規模零細であるが、一方で、雨が少ないことから、時間をかけて成長し、目の込んだ質の高い木材が産出されるという優れた特徴を有しているところもあります。

こうした中、施政方針でも触れたとおり、県内でも唯一、森林認証を受けていることなどを活用しながら、まずは県産木材の認知度向上や利用拡大に、県とも

連携しながら取り組んでいくことが重要であると思っております。具体的には、県の事業や補助制度を活用しながら、間伐やナラ枯れ対策など、森林整備に取り組むとともに、公共施設や民間住宅への利用促進を図っていきます。

担い手育成については、県と市町村が参画する香川森林整備担い手対策協議会が令和 6 年度から本格的に技能者育成等の事業に取り組むこととしており、こうした取り組みが成果を生み出すことを期待しております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

持続観光は、すぐには理解できないぐらい何か難しい言葉がいっぱいあるんですけども、ちょっと、今ここで再質問、私にはちょっと難しいので、また考えたいと思いますが、2 つ目の森林の活性化ということですけど、前回も協力隊で森林に特化した方がおられたり、今、木工の方とかがおられますので、町長もおっしゃってましたけど、間伐材とかを、できれば今、何ていうんですかね、木切れを扱って暖房器具、暖房とか使ってる方がおられるので、そういう有効利用の方向も考えてほしいなと思うんです。

ごみを燃やすのもやっぱり雑木がすごく増えててクリーンセンターのほうも困っているという点がありますので、そのチップを有効にするとか、その木を切ったのを焚き木にするとかっていう方向性は考えられないんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

薪等を薪ストーブといろいろな使い方ありますが、小豆島、針葉樹が多く、あまり向いてないというような数字的な結果が出ております。そのようなところで、どのような活用ができるかというところは、今後検討してまいりたいと思っております。

また、森林の整備につきましては、林道の整備や、そのほか人員不足等により、大変厳しいことが含まれていると思えますので、そのようなことについても今後検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

ほかにごございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

7 番 大野一行君。

○7 番（大野一行君）

7 番、大野です。

施政方針全般については、理解をする立場から 1 点だけ質問いたします。

3 ページの上段ですが、本町の産業において、大きなウエイトを占めるのが観光産業であると。観光客が宿泊する施設が足りていない。この点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

現在、国の観光地観光産業の再生、高付加価値事業を活用した取り組みでは、現在、小豆島で 10 の宿泊施設、また 7 つの観光施設の改修、また実証実験を 3 つ行っております。その取り組みは、改修と広告代理店、また小豆島のこの再生高付加価値事業に対する方たちがですね、伴走支援をし、今進めております。

そのうちの 1 つ、旧ホテルグリーンプラザでは、新しい経営主体によりリニューアルオープンされております。

また、民泊事業については、国の補助金などの説明や、また、町におきましては来年度、制度拡充を予定し、新年度予算に計上させていただいている空き家活用型事業所整備補助金の活用も可能であります。

そのほか、民間による宿泊施設の建設などで、町の観光振興に資するものについては、積極的に協力していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

7 番 大野一行君。

○7 番（大野一行君）

この問題は、以前の議会でも私質問してまいりました。今の町長の話で、少し進んできたかなというふうに思います。意見ですけど、やはり多くの町民の皆さんからも声を聞きます。高松に泊まって、この小豆島では素通りで、皆さんよく見ておられまして、やはりこの土庄、小豆島に観光としての利益が以前よりかは減ってるだろうというのが、多くの町民の皆さんからも聞いておりますので、ぜひ、今おっしゃったことを行っていただきたいというふうに期待をしておりますので、終わります。

○議長（濱野良一君）

ほかにございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

10 番 川本貴也君。

○10 番（川本貴也君）

施政方針に対する質問ということで、2 点質問をさせていただきます。

まず 5 ページ、一次産業のところで、小豆島オリーブ牛、またイチゴ、ミカンのブランド化の推進とございます。この一次産業のブランド化の推進ということで、前ページにでも、新規就農者への補助ですとか、いろいろ就農者にいろいろ補助を行っていただいておりますけれども、いかんせん、しかしながらこのオリーブ牛、イチゴ生産者、ミカン生産者増加にあらず、日々生産者が減少しているような状況でございます。

そのような点を踏まえまして、この小豆島産品について、ぜひとも自分もこのブランド産品を生産したいとか、そういったような気持ちになるためには、やはりそのブランド化のさらなる推進、またスピード力が必要かと思えます。このままいくと、どんどん生産者のほうが減少の一途をたどるかと思えますので、このブランド化の推進のスピード感につきまして、この点 1 点質問したいと思えます。

次に 2 点目です。

6 ページになりますけれども、雇用対策でございます。こちらに関しては、町内、また島内、全国的にでもですけれども、非常に働き手不足。どこも人手不足が嘆かれております。求人に出しても人が集まらない。よって、その事業を縮小するとか、よって生産力の縮小とか、そういった状況に陥っております。

わが町見ましても、当然ながら若い働き手は島外へ進学し、そのまま就職するというかたちで、当然ながら島へ帰ってきて就職するというところが、なかなかできていないような状況でございます。

この雇用対策の後、いろいろ移住に関して、また定住に関して、いろいろと町としても施策を行っておられてますけれども、そういった中、移住者はそれなりに効果が出て小豆島へ、土庄町へ移住してくる方は、結構な相当数いらっしゃると思うんですけれども、そういった方々が移住してくるにもかかわらず、なかなか小豆島で就職し、人手不足が解消というところには至っていないような現状かと思えます。

このような雇用対策に関して、移住者は増え続けておるわけですが、わが町で就職するというところのこの関連について町長のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

川本議員のご質問にお答えします。

まず、オリーブ牛についてですが、一次産業を取り巻く環境は大変厳しい状況

にあると認識しております。土庄町はオリーブ牛発祥の地であり、ふるさと納税におきましても、小豆島オリーブ牛と銘打って返礼品の登録をしております。

また、イベント開催時には、オリーブ牛研究会とともに試食会を行うなど、PRに努めておりますが、まだまだ十分なPRにはつながっていないのも事実であります。今後は、さらに認知度を高めていくため、小豆島が発祥の地であることをPRし、差別化し、情報発信を図っていきたいと思っております。

また、オリーブ牛生産の環境につきましては、飼料高騰により採算性があってないということも報告を受けております。そのような中で、飼料を育てる農家とオリーブ牛生産者が、耕畜連携という部分も考えられます。

また、オリーブ牛生産を今からする方のお話を聞いたんですけれども、耕畜連携というよりも、自分で飼料を作り自分で育てるというようなかたちもあるというふうにお伺いしております。

しかしながらですね、町としてできる財政支援等を行っていてもですね、それが長続きするものかどうかとは私は思っておりませんので、どのようなかたちで、町が協力していくかということを今後、検討課題として進めていきたいと思っております。

2点目のご質問なんですけれども、島内企業等の人材確保において、住まいの確保がネックになる場合があることが、小豆島、豊島全体にわたる問題であると認識しております。

住まいの確保対策といたしまして、空き家バンクの登録件数を増やすため、広報誌での登録促進を継続的にしており、昨年は小豆島町とともに、空き家の掘り起こし、および有効活用に関する活動として地域おこし協力隊を新たに採用いたしました。空き家コーディネーターとして、NPO法人に勤務し、小豆島、豊島全体の空き家の掘り起こしや、宅建業者など関係機関からの情報収集および連携活動にも従事しております。

そのような取り組みにより空き家バンクの登録件数は、例年、約40件程度でしたが、今年度は現時点で50件と、徐々にですが、増えている状況であります。しかしながら、移住希望者の方に対して十分な登録件数があるとは言えない状況です。そのような状況も踏まえ、令和6年度には、空き家活用型事業所整備補助金の対象者を町内業者にも拡充をいたします。

空き家バンク登録物件を購入し、3年以上事業所として使用する際に係る改修費等に補助する制度で、社員寮や社宅への改修も対象になるもので、町といたしましても、積極的にこの制度をPRし、活用していただければと考えております。また、全国的な人口減少により、移住者確保の地域間競争が増している中、小豆島町、NPO法人、地方おこし協力隊と協働し、きめ細やかな相談対応や受け入れ体制の充実を図り、移住・定住の促進、雇用の確保につなげていければと

考えております。

○議長（濱野良一君）

10 番 川本貴也君。

○10 番（川本貴也君）

オリーブ牛ですけれども、町長おっしゃるように県下一斉にオリーブ牛として発信しておりますけれども、やはり小豆島オリーブ牛が、もともとの発祥でございますし、開発の起点となっております。そういったところで、小豆島オリーブ牛が初めて世に出だしたところから私申しておるんですけれども、ぜひとも小豆島、オリーブ牛が発祥であると。また、小豆島オリーブ牛は、他のオリーブ牛とは違うというすみ分けをですね、きっちりやっていただいて、ますますそのためにはブランド力の推進をお願いできたらと思います。この件に関しては、もう答弁結構です。

次の雇用対策、また移住関係に関しまして、当然ながら移住者に関しては、当然ながら、わが町に移住してきて起業したいとか、また、あとはそういった夢を持ってこられる方、また年齢的にセミリタイアのかたちで、ゆっくり小豆島で過ごしたいというような方々がいらっしゃるかと思いますので、すぐさま移住者がそのまま働き手につながるとは考えておりません。

そういった中、4 ページにも載ってますけれども、町長も先ほど申しておりましたけれども、小豆島町ですとか、すいません、6 ページですね。小豆島町および NPO 法人、地域おこし協力隊と協働し、移住に関する情報発信、希望者への支援や助言というところがございます。こういったところで、まずは町長おっしゃるように住むところがまず一番かと思います。ですから、そういった空き家の施策につきましては、引き続き頑張ってください、またあともう 1 点、こういった移住希望者への支援や助言、こういったところで、町内での企業への就職に関して、そういったところをもっと大々的にアピールされてはどうかと思います。今、現在されてるんでしたらいいんですけれども、もう少し町内の業者さんとも連携をとって求人希望を募ってですね、移住希望者にはそういった町内での求人をもう少し積極的にアピールできたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

川本議員のご質問にお答えいたします。

この雇用に対しての PR なんですけれども、小豆島雇用対策活性化協議会いうところが雇対協、また両町、それから NPO 法人トティエというところで、土庄町といたしましても地域おこし協力隊を派遣しております。そのようなとこ

ろで、PR 不足で申し訳ないんですけれども、今ですね、当初の目的、当初、雇用を増進するために、いろいろな面、Web 上とかそういうところで PR していたところ、本町に努めていただいております、派遣しております地域おこし協力隊の方、一件一件ですね、各企業まわって企業の雇用状況、また、どのような問題があるかというところを、足を使って、今やっと 2 年かかって全体を網羅するようなかたちになっております。来年度ですね、そのかたちが成果になって出てくると思います。

また、その協議会のほうも、これ 3 年 1 クールなんですけれども、もう 1 クール、もう 3 年続けていきたいというようなお話も聞いておりますので、そのようなかたちで、そのような情報を議員の皆さまにもお伝えできるような場を作っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

10 番 川本貴也君。

○10 番（川本貴也君）

私が質問しました 2 点とも、当然ながら一朝一夕でどうこうなるものではないかと思えます。しかしながら、少しずつ頑張っていただきまして、何とか両問題とも解決に至るよう頑張っていただきたいと思っておりますので、以上 2 点お願いいたしまして、終わりたいと思えます。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかにございませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、令和 6 年度施政方針についての質疑は、これをもって終了いたします。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 12 号及び議案第 19 号～議案第 29 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 9、議案第 1 号から日程第 31、議案第 29 号まで各議案について質疑を行います。

なお、各議案につきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解の上、総括的な質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 12 号まで及び議案第 19

号から議案第 29 号までについての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 12 号及び議案第 19 号～議案第 29 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、議題となっております、議案第 1 号から議案第 12 号まで及び議案第 19 号から議案第 29 号までの各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 12 号まで及び議案第 19 号から議案第 29 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、配布のとおりでありますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 32、発議第 1 号 公共用施設跡地等利活用検討特別委員会の設置については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

5 番 小川務君。

○5 番（小川務君）

それでは、特別委員会設置の趣旨説明をさせていただきたいと思います。

現在、土庄町内には、当初の設置目的として使われなくなった公共用施設の跡地が複数残されたままとなっており、土庄町の大きな課題となっております。

執行部も利活用について鋭意検討しているところではありますが、議会としても、今後の利活用を検討する必要があると考えており、本委員会を設置しようとするものです。

委員会の名称は、公共用施設跡地等利活用検討特別委員会。

設置の根拠は、地方自治法 109 条及び土庄町議会委員会条例第 5 条の規定によるもの。

設置の期間は、議決の日から調査終了までとし、議会の閉会中も審査等を行うことができるものとする。

委員の定数は 6 名。

調査の事項は、公共用施設跡地等の利活用の検討に関する事項とします。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

現在公共施設ですね、使用している公共施設についても、それから使用していない公共施設についても、総務建設常任委員会および教育民生常任委員会のそれぞれで審議を行っております。

今回、特別委員会を設置するということは、この 2 つの常任委員会で行っている審議をやめて、そちらに移管するというふうに考えておられるのか。それとも、常任委員会での審議は審議として、また別に特別委員会を設置してその中でも同じことを審議するというふうにお考えでおられるのかを聞きたいと思います。

○議長（濱野良一君）

5 番 小川務君。

○5 番（小川務君）

福本議員の質問の回答をしたいと思います。

特別委員会を設置するにあたり、各常任委員会で討論されていると思いますが、総務建設委員会では、教育民生常任委員会の方は発言できません。逆のほうも教民のほうでも、総務建設常任委員会のメンバーは発言することができないので、各々の委員会から 3 名出いただき、討論をしていただくということが、建設的な議論ができると思い、今回の設置目的といたしました。以上となります。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

今の小川議員の答弁だったらですね、もう別に 12 人なんだから、常任委員会を分けて審議する必要がないじゃないかと、どの項目についても。という話になってきますので、特別委員会を設置してしなければならないということの話とは、ちょっと私の質問の趣旨とは違ってくると思うんです。ですから今、小川議員が言われた内容で、それぞれの委員さんたちだから発言できないっていうのであれば、議会の中で議会活性化特別委員会は今ないのかな。そういう議会の中で審議をして、もう常任委員会制度をやめてしまうと。全部一括で、全員で審議をするというふうにすれば、この特別委員会作る必要はありませんよね。でも、それをあえて今 2 つの常任委員会を全員の同意で作っているわけですから、今の説明は、その常任委員会というものを非常に軽視している。いいか悪いかは別ですよ。私はそれに納得するかどうかとも別ですけども、2 つの教民と総務っていう常任会を作ってるっていうことを軽視してるように聞こえるんですね。だから、それはちょっと答えになってないと思います。それぞれの委員会でもやりますからね。

それで、もう 1 つ聞きたいのは、実際特別委員会を作ってやるというふうになった場合は、私質問しましたが、教民と総務のほうに今説明してますけど、執行部のほうは。それは取りやめをするということなんですか。そんなことを、取りやめをしてしまうというふうな話になってしまうと、総務もそれから教民も勝手なことしないでくださいという話になりますし、三者に対して、特別委員会それから総務、教民の常任委員会三者に対して説明をするという話になりますと、同じことを繰り返して説明しなければならなくなりますから、職員の仕事っていうのは、2 倍、ないしは 1.5 倍ぐらい仕事が増えてしまうことになります。そこまでやって、別に委員会を作って審議をするということの意味っていうのはどこにあるんか、ということをお伺いしたんですけども、今、小川議員が言われた両方の委員に属してる人が意見を言えないということも含めて、答弁していただけたらと思うんですけど。

○議長（濱野良一君）

5 番 小川務君。

○5 番（小川務君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

まず、常任委員会を軽視しているかというところですが、軽視はしておりません。

次に、常任委員会、各々に取りやめるのかという質問がありましたが、そちらでも意見を言っていただければよろしいかと思います。その上で、特別委員会を

設置しまして、具体的に話をしていければいいのではないかと考えております。以上になります。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

2つの委員会のほうでも審議をして、特別委員会でも審議をするということで考えておられるということは分かりました。私は、2つのみんなで作っているその常任委員会を軽視していると言ったのは、そこで、やりましょうということで、去年の4月の段階で作っているものに対して、二重三重に同じ説明を当局にさせてやるということ。それから、また了解を、両委員会の委員長に了解取ったりしながら進めていくということになれば、どちらが重視される特別委員会とね、それから常任委員会っていうのは、対等ではないんですよ。やっぱり常任委員会というのがあって、そこで審議できないものを特別委員会で作って審議すると。どちらの所管になるか分からないものということで、議員必携のほうにも気をつけて作るようにっていうふうに出てるんですけども、ですから常任委員会の軽視にあたってしまう可能性があるわけです。

今の説明の中で言えば、最初の説明も含めて、あえて常任委員会があるのに、特別委員会を作らなければならない理由っていうところについては説明されていないと思うんですけども。

もう一度お伺いしたいんですが、3回目なんで、これで最後になるんですけども、2つの常任委員会があるんですけども、あえて3つ目の特別委員会作って職員の仕事を増やしてまで特別委員会を作ろうと考えている理由についてもう一度聞きたいと思う。

○議長（濱野良一君）

5 番 小川務君。

○5 番（小川務君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃられたように、常任委員会がありまして、特別委員会をなぜ設置するのかということなんですけども、執行部から提案されたときに、われわれ議員としても知識がなければなりません。そのためにも機動的に動けるためにも、特別委員会を設置しまして、執行部から提案されたことも、われわれが現地に行って、あるいは知識がないのであれば視察に行くなどして、そういったものを、知識を得るためにも特別委員会を設置しまして、建設的な議論をできるために特別委員会を設置するのが賢明だと思い、今回提案させていただきました。以上となります。

○議長（濱野良一君）

ほかに。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（濱野良一君）

7 番 大野一行君。

○7 番（大野一行君）

小川議員も福本議員もそれぞれ一理ありまして、私の思うには、この公共用施設跡地に限ってのみの調査委員会、特別委員会であるならば、してもいいのかなというふうに思います。

将来的には、福本議員のおっしゃったようなことも将来の話ではあろうかなというふうに思います。ですので、一応、賛成の立場で、

○議長（濱野良一君）

質疑でございますので、

○7 番（大野一行君）

すいません。

○議長（濱野良一君）

質疑を続けます。質疑のある方は、ほかにございますか。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 1 号 公共用施設跡地等利活用検討特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

まず、反対の理由の最大の理由①ですけれども、公共用地の跡地利用というのは、町政の一丁目一番地の課題ではございません。全体の行政の中のひとつですので、そこにあえて特別委員会を作らなければならないという理由がないという点、それから今の小川議員の説明ですと、これ間違いなく職員は特別委員会と、それから総務、それから教民の両方に同じ説明を何回もやらんといかんという

ようになると。何かするたんびに、特別委員会の委員長は、総務と教民の委員長に、「これやってよろしいでしょうか」と、お伺いを立てないと、筋が通らなくなるという話になってきます。

ですので、先ほども言いましたように、行政のひとつの仕事としてっていう面であれば、教民と総務できちんと審議をやれば、ちゃんとできると、それから小川議員が言われるように、それぞれの委員会に出てない議員が発言できないとかっていう話になるのであれば、もう総務建設、それから教民という常任委員会制度をやめて、全員が参加する常任委員会にしていくというふうに分ける必要はないというやり方に変えていくというのが、本来の議会のやり方だということで、反対をしたいと思います。以上です。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

4 番 森英樹君。

○4 番（森英樹君）

4 番、森です。

いろんな考えがあろうかと思いますが、ちょっと周辺を見回してみても、旧庁舎、高校跡地、湊崎小学校跡地、また中学校のプールとか、豊島中学校とかいろいろある中で、「なんとかせなあかん」というのは、町民すべてが思ってる共通認識だと思うんですけども、それをですね、町の政策の立地適正化等、また地域のニーズ、具体的な方法と集中的に審議する場が必要じゃないかと思っておりますので、賛成という立場で発言させていただきます。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

7 番 大野一行君。

○7 番（大野一行君）

先ほど、失礼しました。

全く同じ意見を申し上げますと、提案者と反対者のそれぞれの議員の話することは、それぞれ一理がありますので、先ほども申し上げましたが、この公共施設に限っての調査委員会、特別委員会、検討委員会ですか、については、賛成をいたします。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第 1 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（濱野良一君）

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（濱野良一君）

ここで暫時休憩いたします。決定第 1 号の議題を配布しております。

議員の皆さんは一旦委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 10 時 30 分

再 開 午前 10 時 41 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

公共用施設跡地等利活用検討特別委員会委員の選任（決定第 1 号）

○議長（濱野良一君）

決定第 1 号 公共用施設跡地等利活用検討特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、公共用施設跡地等利活用検討特別委員会の委員に、1 番 岡本真澄君、3 番 宮原隆昌君、4 番 森英樹君、6 番 井藤茂信君、11 番 福本達雄君、12 番 濱野良一私、以上 6 名の諸君を指名いたします。

○議長（濱野良一君）

お諮りいたします。ただ今指名の諸君を、公共用施設跡地等利活用検討特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君が、公共用施設跡地等利活用検討特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、休憩中に公共用施設跡地等利活用特特別検討特別委員会を開催していただき、正副委員長の選任をお願いしたいと思います。委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 10 時 42 分

再 開 午前 10 時 43 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

公共用施設跡地等利活用検討特別委員会の正副委員長の決定

○議長（濱野良一君）

休憩中に、公共用施設跡地等利活用検討特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

委員長 森英樹君、副委員長 岡本真澄君、以上でございます。

散会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散 会 午前 10 時 44 分